

○厚生労働省告示第九十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正し、令和元年十月一日から適用する。

令和元年八月十九日

厚生労働大臣 根本 匠

改正後							改正前						
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
(略)							(略)						
3745から 3748まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3745から 3748まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					なし	ニボルマブ、ペムブ ロリズマブ、アベル マブ、化学療法、放 射線療法、G005、 J045なし						なし	ニボルマブ、ペムブ ロリズマブ、アベル マブ、化学療法、放 射線療法、G005、 J045なし
					2あり	放射線療法						2あり	放射線療法
												3あり	化学療法ありかつ放 射線療法なし
(略)							(略)						